

寛田クリニック

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション

運 営 規 程

【事業の目的】

第1条 医療法人社団飛翔会が開設する、寛田クリニックが行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

【運営方針】

- 第2条 通所リハビリテーションの提供に当たっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行う。もって利用者の「心身機能」の維持回復と、日常生活の「活動性」を高め、家庭内や社会への「参加」を目指すものとする。
- 2 介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、事業所の従業者は要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行う。それにより要支援者の「心身機能」の維持回復と、日常生活における「活動性」を高め、家庭内や社会への「参加」が可能となるよう図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスの提供者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業者は、利用者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、その責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者及び管理者に対し研修を実施する等の措置を講じるものとする。

【従業者の職種、員数及び職務内容】

- 第3条 （1）管理者 1名（常勤兼務、医師と兼務）
管理者は、事業所の従業員の管理および業務の管理を一元的に行う。
- （2）医師 1名（常勤兼務、管理者と兼務）
1名（非常勤）
- （3）理学療法士 15名（非常勤）
1単位目 15名（非常勤）

- | | |
|---------|------------------|
| 2 単位目 | 1 5 名（非常勤） |
| 3 単位目 | 1 5 名（非常勤） |
| 4 単位目 | 1 5 名（非常勤） |
| （４）看護師 | 2 名（非常勤） |
| 1 単位目 | 2 名（非常勤） |
| 2 単位目 | 2 名（非常勤） |
| 3 単位目 | 2 名（非常勤） |
| 4 単位目 | 2 名（非常勤） |
| （５）介護職員 | 3 名（常勤） 9 名（非常勤） |
| 1 単位目 | 3 名（常勤） 9 名（非常勤） |
| 2 単位目 | 3 名（常勤） 9 名（非常勤） |
| 3 単位目 | 3 名（常勤） 9 名（非常勤） |
| 4 単位目 | 3 名（常勤） 9 名（非常勤） |

従業者は、医師の指示に基づき、通所リハビリテーション計画及び介護予防通所リハビリテーション計画を作成し、サービスの提供に当たる。

【営業日及び営業時間】

第４条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （１）営業日 月曜日から金曜日までとする。
ただし、国民の休日及び１２月３０日から１月３日、
８月１３日から１５日までを除く。
- （２）営業時間 午前９時から午後５時までとする。（月曜日から金曜日まで）
なお、サービス提供時間は午前９時から午後１２時３０分まで、
午後１時３０分から午後５時までとする。

【利用定員】

第５条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの利用定員は次のとおりとする。

- （１）１単位 20 名
- （２）２単位 20 名
- （３）３単位 10 名
- （４）４単位 10 名

【内容・利用料等】

第６条 通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- （１）機能訓練
- （２）健康チェック

(3) 送迎

(4) 運動器機能向上（介護予防）

2 サービスの提供に当たっては、利用者が可能な限りその居宅において、能力に応じ自立した日常生活ができるよう、理学療法等をはじめとする必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能維持・回復を図るものとする。

3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して、事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名）を受けることとする。

【通常の事業の実施地域】

第7条 通常の事業の実施地域は、広島市南区については、大須賀町、松原町、京橋町、稲荷町、猿猴橋町、荒神町、東荒神町、西荒神町、西蟹屋、南蟹屋、的場町、金屋町、松川町、比治山町、比治山公園、比治山本町、段原、段原日の出町、段原山崎、段原南、上東雲町、東雲本町、霞、出汐、皆実町。

中区は、橋本町、幟町、鉄砲町、八丁堀、上八丁堀、基町、紙屋町、立町、本通、袋町、堀川町、中町、新天地、薬研堀、流川町、三川町、銀山町、弥生町、富士見町、田中町、西平塚町、東平塚町、鶴見町、宝町、昭和町、竹屋町、南竹屋町、国泰寺町、小町、大手町、平野町、東千田町、千田町、南千田西町、南千田東町、本川町、十日市町、猫屋町、土橋町、河原町、舟入町、舟入中町、舟入本町、舟入幸町、舟入川口町、中島町、加古町、住吉町、羽衣町、吉島町、吉島西、吉島東とする。
詳細については相談の上調整することとする。

【サービス利用に当たっての留意事項】

第8条 従業者は、利用者に対して、従業者の指示に従ってサービスを利用するよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

(1) 気分が悪くなった時はすみやかに申し出る。

(2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。

(3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

【非常災害対策】

第9条 非常災害に対して、利用者の安全を第一として従業者はその対応に努め、普段よりその連携・対応に対処できるようにしておく。

2 事業者は、非常災害時に地域住民等との連携が円滑に行えるよう、日頃から地域住民等との連携に努めることとする。

【業務継続計画の策定】

第10条 事業者は、非常その他の緊急の事態に備え、執るべき措置について事業継続計画を策定し、職員及び利用者に周知徹底を図る。

2 事業継続計画は、以下の2つの事態に対応するものとする

(1) 非常災害時

(2) 感染症まん延時

3 上記について、定期的な訓練・研修等を行う。

【感染症対策】

第11条 事業者は、感染症の予防及びまん延の防止のため以下の措置を講じる。

- (1) 感染対策委員会を設置する。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を策定する。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のためのマニュアルを策定する。
- (4) 上記について、定期的な研修等を行う。

【虐待防止に関する事項】

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 利用者の人権の擁護・虐待を防止するための委員会を設置する。
 - (2) 利用者の人権の擁護・虐待を防止するための指針を整備する。
 - (3) 利用者の人権の擁護・虐待を防止するための従業者と管理者に対する定期的な研修の実施
 - (4) 上記を適切に実施するための責任者の設置
 - (5) 利用者及びその家族からの苦情処理の窓口・体制の整備
 - (6) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町または地域包括支援センターに通報するものとする。
- 3 必要に応じて、地域包括支援センターの事実確認やケース会議等への協力を行うと共に、地域包括支援センターと連携して、継続した見守りと予防的な支援を行う。

【その他運営に関する重要事項】

第13条 従事者の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

また、勤務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
- 2 事業者は、その管理者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。
- 3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 事業者は、職場におけるハラスメント防止のための雇用管理上の措置を講じる。
- なお、職場におけるハラスメントには、利用者当からのハラスメントも含まれると

されることに留意しなければならない。

(1) 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発する。

(2) 相談に対応する担当者を予め定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、従業者へ周知する。

6 この規程に定めるものの他、この事業所の運営に関する事項は、医療法人社団飛翔会理事長と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

【事業所の名称および所在地】

第14条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 寛田クリニック

(2) 所在地 広島市南区稻荷町3番20号

附則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

この規程は、平成26年1月1日より施行する。

この規程は、平成26年4月1日より施行する。

この規程は、平成27年3月1日より施行する。

この規程は、平成27年8月17日より施行する。

この規程は、平成28年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年2月1日より施行する。

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成30年4月16日より施行する。

この規程は、平成30年7月1日より施行する。

この規程は、令和元年6月1日より施行する。

この規程は、令和2年1月21日より施行する。

この規程は、令和2年7月1日より施行する。

この規程は、令和2年11月1日より施行する。

この規程は、令和3年7月1日より施行する。

この規程は、令和4年1月1日より施行する。

この規程は、令和4年4月1日より施行する。

この規程は、令和5年3月1日より施行する。

この規程は、令和5年5月1日より施行する。

この規程は、令和5年7月1日より施行する。

この規程は、令和6年3月1日より施行する。

この規程は、令和6年4月1日より施行する。

この規程は、令和6年8月1日より施行する。

この規程は、令和7年1月1日より施行する。

この規程は、令和7年3月1日より施行する。

この規程は、令和7年4月1日より施行する。